

高応力が作用する十字継手の溶接に関する事項

改正規則

鋼船規則 C 編

改正事項

高応力が作用する十字継手の溶接に関する事項

改正理由

現行規則におけるすみ肉溶接脚長の寸法要件は、十字継手に作用する引張応力がすみ肉溶接を通して伝達される場合についても検討されたものとなっている。しかしながら、制定時に考慮された応力は甲板における船体縦曲げ応力を基準としたものであり、実際の十字継手には、構造によっては横方向の変形等により、縦曲げ応力よりも大きな応力が作用し得る。

そのため、そのような高応力が作用する十字継手の溶接について、特別な考慮を払うよう関連規定を改めた。

改正内容

高応力が作用する十字継手の溶接について、特別な考慮を払うよう規定した。

改正条項

鋼船規則 C 編 1.2.3, 図 C1.3, 図 C1.4, 図 C1.5